

【2014年9月3日発行】

=====

厚労省人事労務マガジン / 第48号

=====

目次

【トピックス】

1. 「ものづくりマイスター制度」のご案内
～若者のものづくり技能の向上を応援します～
2. 「労働条件相談ほっとライン」を開設しました
～平日夜間・土日に、無料の電話相談を実施～
3. 「仕事と介護を両立できる職場環境」整備促進のシンボルマークの愛称を
「トモニン」に決定しました
4. テレワークの導入経費を助成しています。お申込みはお早めに！
5. 病気休暇、ボランティア休暇など「特別な休暇制度」の導入事例を募集しま
す

【厚生労働省からのお知らせ】

中央労働委員会「労使関係セミナー」（関東地区）のご案内
9月は障害者雇用支援月間です
現在の雇用失業情勢

【トピックス1】「ものづくりマイスター制度」のご案内

～若者のものづくり技能の向上を応援します～

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、産業の基盤となる高度な技能を持つ技能者の確保・育成が課題となっています。そこで、厚生労働省では、平成25年度から「ものづくりマイスター制度」を推進しています。

「ものづくりマイスター制度」は、製造業・建設業を営む中小企業などの要望に応じ、ものづくりに関して高度な技能・経験を持つ「ものづくりマイスター」を派遣して、若年技能者に実践的な実技指導を行うことで、企業の人材育成を支援する制度です。

若年技能者の人材育成のための指導者がいないといった悩みをお持ちの中小企業の皆さまは、ぜひ、この制度の活用をご検討ください。（派遣費用などは規程の範囲内で国が負担します）

【「ものづくりマイスター制度」の紹介】

<https://www.monozukuri-meister.javada.or.jp/mm/mm/contents/shokai/>

【問合せ先（都道府県技能振興コーナー）】

<https://www.monozukuri-meister.javada.or.jp/mm/mm/contents/corner/>

「ものづくりマイスター」を活用した人材育成シンポジウムのお知らせ
「ものづくりマイスター制度」について、より理解を深めていただくためのシンポジウムを行います。シンポジウムでは、ものづくりについての基調講演と「ものづくりマイスター制度」を活用している企業・学校関係者などによるパネルディスカッションを行います。（参加無料・要予約）

<開催概要>

日 時：9月25日（木）13:30～16:30（開場 13:00）

会 場：東京ガーデンパレス 「高千穂」の間（東京都文京区）

内 容：第一部：基調講演（13:30～14:30）

講演者：淑徳大学人文学部表現学科教授 北野 大氏

講演テーマ：科学技術の先達に学ぶ

第二部：パネルディスカッション（14:30～16:30）

～「ものづくりマイスター制度」がもたらす相乗効果について～

【詳細・申込みはこちら】

<https://www.monozukuri-meister.javada.or.jp/mm/mm/contents/symposium/>

先着 200 名様まで

【トピックス2】「労働条件相談ほっとライン」を開設しました

～平日夜間・土日に、無料の電話相談を実施～

厚生労働省は、若者の「使い捨て」が疑われる企業などへの取組強化の一環として、9月1日から、平日夜間・土日に、労働条件に関して、誰でも無料で相談で

きる電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を開設しました。

「労働条件相談ほっとライン」は、労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例などの説明や関係機関の紹介などを行う電話相談です。

労働者・使用者に関わらず誰でも無料で、全国どこからでも利用できます。匿名での相談も可能です。

労働条件相談ほっとライン

フリーダイヤル 0120(811)610（はい！ ろうどう）

携帯電話・PHSからも利用可能です。

・開設期間：平成26年9月1日（月）～平成27年3月31日（火）

・受付時間：平日（月・火・木・金）17:00～22:00

土日 10:00～17:00

祝日の場合は、曜日どおりに実施しています。

（例：平成26年9月15日（月・祝） 17:00～22:00）

【詳しくはこちら】

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000035v78-att/2r98520000035v8p_1_2_1.pdf

【トピックス3】「仕事と介護を両立できる職場環境」整備促進のシンボルマークの愛称を「トモニン」に決定しました

厚生労働省では、「仕事と介護を両立できる職場環境」整備促進のシンボルマークの愛称を、178件の応募作品の中から佐藤文浩さんと堀井信行さんの作品「トモニン」に決定しました。

介護に直面する労働者は、企業において中核的な人材として活躍している場合も少なくありません。仕事と介護を両立できる職場環境の整備を図り、こうした人材の離職を防止することは、企業の持続的な発展にとって重要な課題となっています。

厚生労働省では、仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組む企業に対

して、このシンボルマーク「トモニン」を、名刺や会社案内、ホームページなどに掲載して取組をアピールすることを促すとともに、「トモニン」を活用して、介護離職を未然に防ぐための取組を普及・推進していきます。

【シンボルマーク（報道発表資料）】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000053240.html>

【トピックス4】テレワークの導入経費を助成しています。

お申込みはお早めに！

厚生労働省では、終日在宅で就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に、助成金を支給しています。テレワークを導入すれば、子育てや介護、病気やけがの治療をしながら、自宅で働くことができるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現が可能となります。また、災害や感染症の大流行などが発生した際、従業員に自宅で働いてもらうことにより事業の継続ができるなどのメリットもあります。申請期限は12月15日です。

職場意識改善助成金（テレワークコース）

[対象となる事業主]

終日在宅で就業するテレワークを新規で導入する中小企業事業主（試行的な導入も対象）

[対象となる取組]

- ・テレワーク用通信機器 の導入・運用
web 会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器など
なお、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません
- ・就業規則・労使協定などの作成・変更
- ・労務管理担当者に対する研修
- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士など）

[支給額]

対象となる経費の合計額（ ）× 補助率（1/2～3/4）
（ ）機械装置等購入費、通信運搬費、消耗品費、委託費など

【詳しくはこちら】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

【問合せ先（テレワーク相談センター）】

電話：0120(91)6479 FAX：03(5577)4582

電子メール：sodan@japan-telework.or.jp

ホームページ：<http://www.tw-sodan.jp>

【トピックス5】病気休暇、ボランティア休暇など「特別な休暇制度」の導入事例を募集します

「特別な休暇制度」とは、病気やボランティアなど、働く人のさまざまな事情に対応した休暇制度です。厚生労働省では、「特別な休暇制度」の普及促進を図るために、企業での導入事例を募集します。積極的な応募をお願いします。

「特別な休暇制度」の例

- ・がんや人工透析などの治療・通院のための半日単位や時間単位で取る休暇制度
- ・災害やオリンピックのボランティア活動のための休暇制度
- ・リフレッシュ休暇
- ・裁判員休暇
- ・犯罪被害者や遺族が警察、病院、裁判所などへ行くための休暇制度

募集内容

労働者に対する「特別な休暇制度」を導入している企業（20社程度）に、事務局が訪問し取材を行います。取材した結果をホームページに掲載するほか、事例集を作成し、配布する予定です。（事例を紹介する企業は、所在地域や業種、導入している制度の種類などにより、応募企業の中から選定します）

<取材時の質問項目の例>

- ・制度導入の背景・目的
- ・導入のプロセス

- ・導入後の効果
- ・具体的な制度活用事例 など

応募締切：9月19日（金）

【応募・問合せ先（東京海上日動リスクコンサルティング株式会社）】

E-mail: kyukaseido@tokiorisk.co.jp

TEL : 03(5288)6583 (担当：柳瀬)

【厚生労働省からのお知らせ】

中央労働委員会「労使関係セミナー」（関東地区）のご案内

中央労働委員会では、集団的労使紛争、個別労働紛争に関する制度と、集団的労使紛争、個別労働紛争の解決をサポートする機関である労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的として、企業の人事労務担当者などを対象とした「労使関係セミナー」を開催します。（参加無料・要予約）

基調講演では、パワー・ハラスメントによる紛争増加の背景とその防止について、専門的な視点を交えてお話いただきます。続いて、公益・労働者・使用者委員の三者によるパネルディスカッションを行います。皆さまの参加をお待ちしています。

・日時・会場：10月3日（金） 14:00～17:00
ベルサール九段 3階ホール（千代田区九段北）

・定員：300名

・プログラム：

<基調講演>

「パワー・ハラスメントをめぐる紛争の増加と、その背景そして防止を考える」

ー ハラスメントのない職場づくりをめざして ー

- ・中央労働委員会関東区域地方調整委員、成城大学法学部教授 奥山 明良氏

<パネルディスカッション>

(コーディネーター)

- ・中央労働委員会関東区域地方調整委員長、明治大学法学部教授 青野 覚氏

(事例解説)

- ・中央労働委員会関東区域地方調整委員、明治大学法科大学院教授 野川 忍氏

(コメンテーター)

- ・茨城県労働委員会公益委員 山本 圭子氏
- ・栃木県労働委員会労働者委員 石崎 茂雄氏
- ・埼玉県労働委員会使用者委員 柳沢 幸一氏

【詳細・申込み】

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

9月は障害者雇用支援月間です

厚生労働省は、9月を「障害者雇用支援月間」として、障害者雇用の機運を醸成し、障害者の職業的自立を支援するために、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構をはじめとする関係機関と協力して、さまざまな啓発活動を行います。

【詳しくはこちら】

http://www.jeed.or.jp/disability/activity/support_month.html

現在の雇用失業情勢

8月29日に公表された7月の完全失業率は前月より0.1ポイント悪化の3.8%、有効求人倍率は前月と同水準の、1.10倍となりました。

このように、雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの、着実に改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201407.pdf>

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000055336.html>

配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

編集：厚生労働省

当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登
録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。

当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。

携帯メールなどには対応しておりません。

可能であれば等幅フォントにてご覧ください。

当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など
著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、
複製を行うことができます。
